

避難所連絡体制強化事業に係るプロポーザル実施要領

公表日 令和 8 年 7 月 3 0 日

1 契約概要

(1) 名 称

避難所連絡体制強化事業

(2) 目 的

南海トラフ巨大地震の発生リスクの高まりや災害の激甚化・頻発化を踏まえ、避難所受付業務をDX化することで、避難所、支部（支所・連絡所）及び災害対策本部との情報共有及び避難者情報の一元管理を実現する。

(3) 契約要件

ア 契約内容

避難所連絡体制強化事業は以下に示す2つの業務から構成されるものであり、契約はそれぞれ別に行うものとする。

①避難所受付システム導入業務（タブレット端末160台の導入を含む）

②避難所受付システムの保守・運用

イ 業務期間

各業務の期間は以下のとおりとする。

区分	内容	契約期間
①システム導入業務	本システムの構築、テスト及び本稼働準備に係る業務 タブレット端末160台の導入業務	契約締結後～令和9年2月28日までを期限とする。
②システム保守・運用	本システムの運用、保守及び障害対応等の業務	令和9年3月1日から60箇月（令和14年2月29日）とする。

(4) 支払方法

支払方法は以下のとおりとする。

区分	支払方法
①システム導入業務	システム本稼働後、請求書を受領した日から30日以内に一括して支払うものとする。
②システム保守・運用	システム本稼働後、運用保守期間に必要な金額を60箇月に均等按分して支払うこととする。

2 見積限度額（予定価格）

（１）避難所受付システム導入費（タブレット端末１６０台の導入を含む）

１９，１２３，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（２）避難所受付システムの保守・運用費（６０箇月分）

７，３０６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 ８年度：月額１２１，７３３円× １箇月≒１２２千円

令和 ９年度：月額１２１，７３３円×１２箇月≒１，４６１千円

令和１０年度：月額１２１，７３３円×１２箇月≒１，４６１千円

令和１１年度：月額１２１，７３３円×１２箇月≒１，４６１千円

令和１２年度：月額１２１，７３３円×１２箇月≒１，４６１千円

令和１３年度：月額１２１，７３３円×１１箇月≒１，３４０千円

（３）総額

２６，４２９，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※参考見積書の上限金額は、見積限度額（予定価格）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から２年を経過しないこと。

（２）次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

（３）実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成５年５月１日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成１５年５月１日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成２０年６月１日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

(6) システムの運用について、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) 又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されたクラウドサービス基盤上で提供されること。

イ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001) 及び、クラウドサービスセキュリティ (ISO/IEC 27017 又は JIS Q 27017) の両方の認証を取得していること。

(7) 国又は地方公共団体に対し、避難所受付システムに類する防災分野のサービスやアプリの導入実績を有すること。

(8) その他、本市と十分に連携し、双方が業務上必要であると考える対応策について共創し、確実に実施することができること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書

イ 前項第2号に示す確認資料

(ア) 本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 会社概要

法人登記がある場合は履歴事項全部証明書（発行後3箇月以内の写し可）、法人登記がない場合は、会社概要等の資料

エ 契約に必要な許認可等

(ア) 第3項第6号のうち、いずれかの要件を満たしていることが確認できる証明書類の写し

(イ) 履行実績調書（別添様式）

避難所受付システム、防災情報管理、その他これらに類するシステムの業務実績について、履行実績調書を提出するほか、契約書及び仕様書の写しを提出すること。

オ 役員等調書及び照会承諾書

カ 委任状及び使用印鑑届出書

※競争入札参加有資格者名簿に登録されている者はオ及びカは提出不要とする。

(2) 提出期限：令和8年8月10日（月）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所：〒640-8137

和歌山市八番丁１２番地

和歌山市 危機管理局 危機管理部 総合防災課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 1 9 9 (内線 5 0 1 9)

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 9 9

メールアドレス : sogobosai@city.wakayama.lg.jp (質問のみ受付)

(４) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

５ プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和８年８月１２日（水）

６ 質問の受付及び回答

(１) 受付期限：令和８年８月１９日（水）１７時１５分まで（必着）

(２) 質問方法：電子メールで総合防災課まで送付すること。

(３) 質 問 先：第４項第３号に同じ。

(４) 回答方法：質問者に対して電子メールにて回答する。また質問の要旨及び回答は和歌山市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領を補足するものとする。

７ 企画提案書の提出

(１) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書はＡ４版２０ページ以内（表紙を含む）とし、次の事項の内容について必ず明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

①業務概要

②導入実績

③実施体制・スケジュール

④避難所受付システムの機能

⑤運用・保守

⑥拡張性

⑦有益な追加提案

イ 参考見積書（別添様式）

見積金額は様式に従い、明記すること。

見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載または添付すること。

見積書の宛先には「和歌山市長」を、事業名には「避難所連絡体制強化事業」を明記すること。

(２) 提出期限：令和８年９月２日（水）１７時１５分まで（必着）

(３) 提出場所：第４項第３号に同じ。

(４) 提出方法：持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(５) 提出制限：企画提案書は、１提案者について１件を限度とする。

(6) 提出部数：10部（担当課用5部、評価委員用5部）

※クリップ止めとし、1部は押印し、他は写しとする。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 評価方針

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準及び配点（別表1）に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。なお、評価点が同点となった場合は、避難所受付システムの内容の点数が最も高い受託候補者を選定する。

(2) 企画提案評価（プレゼンテーション）

ア 実施内容

企画提案説明に20分、質疑応答に40分とする

イ 開催日時

令和8年9月7日9時00分（予定）から

ウ 開催場所

和歌山市消防局庁舎 6階 災害対策本部室（詳細については後日通知する）

エ その他注意事項

（ア）プレゼンテーションの実施順序は、参加事業者による抽選により決定する。

（イ）正式な日時については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

（ウ）プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとする。モニターの使用も可能であるが、提案書にない提案を新たに盛り込み説明することは認めない。

（エ）モニター及びHDMIコードは総合防災課で用意するが、パソコン等その他必要物は各自用意すること。

（オ）プレゼンテーションは、1者に2名までの参加とする。

（カ）プロポーザル参加者は、他の参加者の審査会への傍聴はできない。

(3) 評価結果の通知

令和8年9月16日頃に評価結果をプロポーザル評価結果通知書により通知する。

9 評価基準及び配点

別表1のとおりとする。

10 日程

公表	令和8年7月30日
参加資格確認申請書受付	令和8年8月10日17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和8年8月12日（予定）
質問受付	令和8年8月19日17時15分まで
企画提案書提出	令和8年9月 2日17時15分まで

企画提案評価	令和8年9月 7日（予定）
結果通知	令和8年9月16日（予定）
契約締結	令和8年9月30日（予定）

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- （１）提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- （２）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- （３）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （４）プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- （５）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （６）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- （７）参考見積書のコツ額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの
- （８）仕様書及び機能要件に定める要件を満たしていないもの

1.2 契約に関する事項

- （１）前払い制度
適用しない。
- （２）部分払い制度
適用しない。
- （３）契約保証金
契約金額の10分の1に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第34条各号に該当する場合は契約保証金を不要とする。
- （４）契約書作成の要否
必要である。

1.3 その他留意事項

- （１）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- （３）提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書案等の提出書類については、市民等への説明（公表）等において必要があるときは、市は同意なく無償で使用、抜粋又は複製することができるものとする。
- （４）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- （５）提案者が1者であっても企画提案の評価を実施する。評価委員の平均合計点数が240点以上であることを合格水準とし、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- （６）選定結果について、異議申立ては一切受け付けない。
- （７）プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ご

との評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては公表することを前提とした事業者選定であることに同意の上申請を行うものとする。

- (8) 受託候補者特定後、受託候補者と本市との協議により、仕様書の内容に変更が生じる場合がありうる。
 - (9) 業務の遂行に当たっては、適時実務担当者が来庁し、本市と緊密に協議し、可能な限り柔軟に対応するものとする。
 - (10) その他、受託候補者特定後、委託期間前における引継ぎ業務に係る費用については、事業者の負担とする。
 - (11) 本事業の取組状況や成果については、本市のホームページや広報誌等で公表される場合がある。
 - (12) 本市は、この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて受託候補者と協議のうえ定める。
 - (13) 令和9年度以降の市の歳出予算において、この契約の保守代金等について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができることとする。
 - (14) 災害の発生等により、本プロポーザルの日程を変更し、又は延期する場合がある。
 - (15) 本市は、災害対策本部において利用可能なkintoneライセンスを保有している。また、本市で契約しているプラグインについては、以下のライセンスを保有している。
 - ・FormBridge（トヨクモ株式会社）
 - ・KViewer（トヨクモ株式会社）
 - ・PrintCreator（トヨクモ株式会社）
 - ・Smart at message for kintone スタータープラン（M-SOLUTIONS株式会社）
- ※kintoneは災害対策本部に1アカウント配布済み